



2020年2月13日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号 1925 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
問合せ先 常務執行役員 I R 室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6225 - 7804

当社取締役会の実効性評価の結果の概要について

当社は、2019年（2019年1月から2019年12月までの期間を対象）における取締役会の実効性の評価を実施いたしましたので、その結果の概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役会の実効性評価について

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために制定した「コーポレートガバナンスガイドライン」に基づき、2015年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。

2019年の取締役会の実効性評価につきましては、昨年同様、評価プロセスを外部機関の協力を得たうえで、取締役会において自己評価を実施いたしました。

2. 実効性評価の結果の概要について

当社では、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会により、取締役会全体の分析・評価を行っております。

2019年においても引き続き、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたしました。

一方、取締役会の構成については、更なる事業の発展のため、知識・経験・専門性、ジェンダー、国際性等、バランスの取れた構成にする必要性を改めて再認識いたしました。

また、更なるガバナンス強化に向け、リスク管理体制の再構築等の課題についても、共有いたしました。

当社は今後も、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

3. 当社コーポレートガバナンスガイドラインの一部改正について

当社は、2015年5月27日に「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定・公表し、毎年、取締役会の実効性評価とともに、コーポレートガバナンスガイドラインに定める各項目につき自己レビューを行うことにより、経営システムの総点検を行っております。

今回実施した自己レビューにおいて、ガイドラインの条文についても一部見直しを行いましたので、お知らせいたします。

(改正内容)

(1) 条文変更 第41条（技術基盤）

組織編成により、「法令遵守・品質保証推進本部」を新設したことに伴い、条文を変更するものです。

(2) 条文追加 第13条（取締役会・監査役会及び委員会等の体制）

取締役・監査役の定年制を導入したことに伴い、条文を追加するものです。

(3) 序文の削除

ガバナンス強化策において公表した「成長過程に適合させて、ガバナンス体制を継続的にアップデートしていく」という現在の当社の方針と、業務執行の意思決定機能が強い取締役会の継続を前提としている序文の内容に相違が生じているため、削除するものです。

※当社コーポレートガバナンスガイドラインについては、当社ウェブサイトに掲載しております。[\(https://www.daiwahouse.com/ir/governance/\)](https://www.daiwahouse.com/ir/governance/)

以 上